

# 青森県報

第二千五百七十号

平成十七年  
十二月二十一日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同) …… 一
青森県結核予防補助金交付規程の一部を改正する規程……………	(保健衛生課) …… 二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課) …… 三
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(同) …… 三
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………	(同) …… 四
介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定の辞退……………	(同) …… 四
臨時の職業訓練の施行……………	(労政・能力開発課) …… 四
飼料の試験の結果の概要……………	(畜産課) …… 四
公 告	
青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表……………	(障害福祉課) …… 五
県営土地改良事業計画変更の決定……………	(農村整備課) …… 六
県有地の売却に係る一般競争入札……………	(港湾空港課) …… 六
開発行為に関する工事の完了……………	(建築住宅課) …… 七
出先機関	
土地改良区の役員の就任及び退任……………	(西北地方農林水産事務所) …… 七

## 教育委員会

公印の作成及び廃止…………… (職員福利課) …… 七

## 人事委員会

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則…………… (職員課) …… 七

## 告 示

## 示

青森県告示第九百三十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
上條歯科医院	むつ市新町一〇の九	平成二七・一〇・一七
上條歯科医院	むつ市大畑町新町二二の七	"

青森県告示第九百四十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
上條歯科医院	むつ市新町一〇の九	平成一〇・一・二
上條歯科医院	むつ市大畑町新町二二の七	"
おひさまクリニク	青森市橋本一丁目九の二六	一〇・三・一
中園内科クリニック	八戸市大字田向字野壇二の七	"
みやしげ内科クリニック	つがる市木造浮葉四五の一	"
田向調剤薬局	八戸市大字田向字野壇二の五	"
調剤薬局ソルハドラック	八戸市大字新井田字法光野三三の六	"
つぎす調剤薬局	つがる市木造浮葉四五の一	"

青森県告示第九百四十一号

青森県結核予防補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県結核予防補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県結核予防補助金交付規程（昭和三十七年三月青森県告示第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条、第9条関係）

結核予防事業計画書（実績書）

（単位 人、円）

区 分	対 象 人 員	受 診 人 員	間 接		撮 影		直 接		備 考
			保 健 所 実 施	一 次 実 施	医 療 機 関 実 施	一 次 実 施	保 健 所 実 施	医 療 機 関 実 施	
			レントゲンカメラ	レントゲンカメラ	レントゲンカメラ	レントゲンカメラ	レントゲンカメラ	レントゲンカメラ	

事業開始年月日	年	月	日	事業完了(予定)日	年	月	日	その他	計	補助基準額	補助基準額	等学校以上の生徒及び高生		
												年	月	日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第三号様式

精密検査費	事後検査費	直接撮影費

第四号様式

間接撮影	精密検査	事後検査



津軽保健生活協同組合	弘前市大字田町五丁目二の二	居宅療養管理指導	津軽保健生活協同組合	弘前市大字野田二丁目二の一	"
------------	---------------	----------	------------	---------------	---

青森県告示第九百四十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成十七年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		年 月 日 止
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人平舘村社会福祉協議会	東津軽郡外ヶ浜町字平舘野田鳴川二〇八の一	平舘村社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	東津軽郡外ヶ浜町字平舘野田鳴川二〇八の一	平成 一七・二・三〇
社会福祉法人蟹田町社会福祉協議会	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二	蟹田町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二	"
津軽保健生活協同組合	弘前市大字田町五丁目二の二	津軽保健生活協同組合健康平賀診療所	南津軽郡平賀町大字柏木町字柳田二四八の二	一七・二・一
有限会社友情	黒石市大字上町二五の二	居宅支援「ゆうじょう」	黒石市大字上町二五の二	一七・九・三〇

青森県告示第九百四十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十一条の規定により、次の指定介護老人福祉施設がその指定を辞退したので、同法第九十三条第二号の規定により公示する。

平成十七年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	特別養護老人ホーム あんじんの郷	開設の場所	東津軽郡外ヶ浜町字平舘野田鳴川二二二の三	指定辞退年月日	平成 一七・二・三〇
----	------------------	-------	----------------------	---------	---------------

青森県告示第九百四十六号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十七年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	青森県立弘前高等技術専門学校	職業訓練の種類	普通職業訓練・短期課程	対象者	公共職業安定所長から職業訓練の受講推薦を受けた者	訓練科目	パソコン基本操作科	訓練期間	二二日	訓練定数	一五人
----------------------	----------------	---------	-------------	-----	--------------------------	------	-----------	------	-----	------	-----

青森県告示第九百四十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成十七年十一月八日及び十一日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十七年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 年月	試 験 結 果 の 概 要												違反の 内容	
				粗たん 白質 %	粗 脂 肪 %	カル シウ ム %	リ ン %	粗 織 維 %	粗 灰 分 %	揮 発 性 窒 素 %	水 溶 性 窒 素 %	ペ ク チ ン 率 %	D C P %	T D N %	M E kcal/kg		そ の 他 の 査 水 分 %
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同 左	トキワ印配合飼料 トキワ 幼雛A P	17.10	25.5	4.3	1.09	0.70	1.6	4.9						3,020	11.7	
		ニチワ印成鶏飼育用配合飼 料 ニュースター	17.10	18.1	4.4	3.76	0.66	2.5	11.7						2,870	12.2	
		ニチワ印ブロイラー肥育後 期用配合飼料 E Pゴール	17.11	17.6	6.8	0.90	0.51	2.1	4.5				0.0		3,180	12.7	
		ニチワ印ブロイラー肥育前 期用配合飼料 パワースター ターNY	17.11	23.1	6.0	0.96	0.62	2.4	5.1				0.0		3,170	13.0	
		ニチワ印成鶏飼育用配合飼 料 トキワ2B	17.11	17.7	5.3	3.86	0.63	2.4	12.0				0.0		2,940	12.0	
みちのく飼料株式会 社 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同 左	ニチワ印若令牛育成用配合 飼料 カーフ14	17.11	14.5	3.2	0.75	0.56	5.4	5.5				0.0	72.0		13.7	
		開拓たくみ仕上00	17.11	12.9	3.4	0.58	0.63	4.8	4.3				0.0	73.1		13.5	
		NH牛肥育仕上	17.11	13.3	6.4	0.75	0.49	4.2	5.0				0.0	77.5		13.6	
		ニチワ印 肉牛用配合飼料 ベースキロサ	17.11	8.0	3.9	0.10	0.31	2.7	1.8				0.0	79.0		14.6	
		全畜連 和牛繁殖用みどり	17.11	15.4	3.4	1.11	0.55	8.7	7.8				0.0	67.8		12.6	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する調査にあつては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

公 知

青森県福祉のまちづくり条例による適宜証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第一

青森県福祉のまちづくり条例による適宜証の交付の公表の  
事

平成十七年十一月十一日

青森県福祉 川 村 母 知

適合証交付に係る 公共的施設の名称	所 在 地	種 類	交 付 年 月 日
中園内科クリニック	八戸市大字田向字野堰二の七	医療施設	平成十七・三・三

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、大川平地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年十二月二十二日から平成十八年一月二十六日まで

三 縦覧の場所

今別町役場

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
八戸市大字鮫町字鮫九五の一の内	宅地	九九一・七七平方メートル

二 予定価格

二千五十二万九千六百三十九円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市大字鮫町字鮫九五の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一  
青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟六階A会議室

2 日時

平成十八年一月十七日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。  
指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 平成十八年一月十一日午前十一時から、八戸市大字鮫町字鮫九五の一において現場説明を行う。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上北郡六ヶ所村大字倉内字前谷地九二の四八三	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附四七五六ヶ所村長

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西津軽土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年十二月二十一日

西北地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
監 事	山口 久次	つがる市木造大畑朽葉六四の二	平成二七・二・三就任
"	蝦名鐵之助	稲垣町豊川酒田二九の二	"
"	小山内 實	牛潟町塚野沢一〇四の一	"
"	工藤 眞	木造丸山竹鼻一〇	"
"	山口 久次	木造大畑朽葉六四の二	二七・二・二退任
"	蝦名鐵之助	稲垣町豊川酒田二九の二	"

" "	野呂 勝男	木造濁川浅井二二の一
" "	小山内 實	牛潟町塚野沢一〇四の一
" "	" "	" "

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第十六号

平成十七年十二月二十日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成十七年十二月二十一日同表の下欄に掲げる公印を作成したので、青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号）第九条の規定により告示する。

平成十七年十二月二十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

公印の名称及び印影	公印の名称及び印影
青森県立青森戸山高等学校長印	青森県立青森戸山高等学校長印
	

人 事 委 員 会

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を次のように改正する。  
別表知事の事務部局の項中

「行政改革・危機管理監

」を

「行政改革・危機管理監

」に改める。

新幹線効果活用企画監

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 六七(管理職手当)の規定は、平成十七年十二月十日から適用する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭